

島根県保健医療計画の中間評価及び見直しについて 〈概要版〉

資料2-1

〈経緯及び概要〉

- 島根県保健医療計画(計画期間:平成30(2018)年度～令和5(2023)年度)については、医療法において、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとしています。
- 現行計画の中間年にあたり、国の指針を踏まえ、数値目標やこれまでの取組状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。
- 地域医療に関しては、国の指針において、「へき地保健医療対策に関する協議会(県地域医療支援会議)の意見を聞き、その意見を十分踏まえることとされています。

〈見直しの方針〉

- 地域医療について、数値目標の達成状況を評価するとともに、策定時からの現状の変化を確認し、これまでの取組を整理した上で、課題を抽出し、施策の方向及び数値目標を、必要に応じて見直します。

〈今後の予定〉

- 令和3年7月 医療審議会にて審議(計画素案)
※関係団体に意見照会、パブリックコメントの実施
- 9月 文教厚生委員会へ報告
- 10月 医療審議会にて計画案の諮問・答申

1

⑧ 地域医療(医師確保等によるへき地医療の体制確保)

ポイント

- 中山間地域や離島などにおいて、診療所医師の高齢化や後継者不足などにより一次医療を担う診療所が減少しており、将来にわたって一次医療を維持・確保するための施策として、①各地域に必要な方策を検討する場の設置、②一次医療における病院の役割の検討、③一次医療を支える医療従事者の確保、④地域で必要とされる総合診療医の養成・確保に取り組めます。

現状と課題

- 医科・歯科診療所数の減少や診療所医師の高齢化・後継者不足が課題となっており、特に離島・中山間地域では、病院が地域の一次医療を支援しているケースが増えています。
- 複数の慢性疾患を抱える高齢者が増加し、かかりつけ医の重要性が増しており、一次医療の確保が重要となっています。
- これまでの取組により奨学金等貸与者が数多く医師となっており、これらの医師が県内医療機関で勤務しながら専門医の資格取得ができるよう、支援体制の充実を図る必要があります。
- 地域の医療ニーズに対応するため、総合的な診療能力を有する総合診療医の養成が求められています。
- 就業看護職員数は年々増加しているものの、現員数を上回る需要があり、引き続き県内進学、県内就業の促進、離職防止対策及び再就業支援の充実や、特定行為等ができる専門性の高い看護師の養成・確保を図る必要があります。

施策の方向

- 将来にわたって一次医療を維持・確保していくため、以下の施策に取り組めます。
 - ①各地域で、必要な方策を検討する場を設置し、関係機関と連携して、今後の診療所のあり方、病診連携や病院の役割などを検討します。
 - ②地域ごとに病院に求める支援のあり方を検討し、検討を踏まえ地域医療拠点病院の様々な取組を継続して支援します。
 - ③市町村とともに一次医療を支える医療従事者の確保に取り組めます。
- しまね地域医療支援センターを中心として、大学、医療機関、医師会、市町村、県等が連携して、医師少数区域等に所在する病院への医師の派遣促進に取り組めます。
- 県立中央病院をはじめとする総合診療医の養成に取り組む医療機関や、島根大学医学部附属病院に設置された総合診療医センターと十分な連携を図り、地域医療の確保に向けて取組を支援します。
- 看護職員を確保するため、①県内進学の促進、②県内就業の促進、③離職防止・再就業促進、④資質向上の4つの柱で取組を進めます。